

2024年9月25日

金融審議会  
資金決済制度等に関するワーキング・グループ  
座長 森下 哲朗 先生

永沢 裕美子

本日開催の第1回を、所用のため欠席させていただきます。  
つきましては、事務局から提示されている「ご論議いただきたい事項」を中心に、意見を提出させていただきます。

● 「ご論議いただきたい事項」について

【資金移動業】

- 資金移動業の利用者数及び送金額が2011年の6万人・140億円から2023年3月末時点で6600万人・7.5兆円にまで拡大しており、多くの消費者が利用しているサービスに成長していることがわかりました。
- 銀行や信託銀行から直接利用者に対して資金返還を行う方法が、現行の方法と比べて資産保全の程度が劣らないことをご説明いただくことが必要なように思います。

【クロスボーダー収納代行】

- 資金移動業に類似した業務を行っている場合には、利用者保護の観点から、資金移動業としての登録を求め、資産の保全等を義務付けるべきと考えます。
- コロナ禍を経て消費者のインターネット取引は拡大の一途であり、これに伴い、越境消費者トラブルも増加しています。消費者から見ると、銀行はともかく、資金移動業者と、資金移動業と同じように送金を行ってくれるが資金移動業ではない事業者が混在している状況は好ましくありません。同じような業務を行っているならば同じ規制をとる考えを、ここでも徹底すべきです。

【暗号資産交換業者】

- FTX 事案での気づきを受けて、利用者保護の観点から、資金決済法においても国内保有資産命令を出せるよう措置することに賛成します。

- その他、今後の審議事項に追加していただきたい事項

- BNPL と呼ばれている立替サービス（コンビニ後払い等）を審議対象に追加していただくことを希望します。

（理由）多くの BNPL は 2 ヶ月以内の後払いであるため、割賦販売法の適用がなく、利用者保護について「穴が空いている状況」です。国民生活センター<sup>1</sup>によれば、BNPL について、複数利用による過剰与信、不正利用の対応が行われていないこと、問題のある販売店について事業者間の共有がされておらず、消費者トラブルへの対応や加盟店調査が不十分である等の指摘を行なっています。行政の消費生活相談員の間でも、BNPL について規制がない状態について、消費者保護の観点から大丈夫だろうかという声が聞かれます。具体的なトラブルが発生しているわけではありませんが、規制がないまま放置しておいていいのか、議論をしておくべきように思います。

- 翌月一括払いのクレジットカード決済について、資金決済法等で利用者保護を図ることを検討いただくことを希望します。

（理由）クレジットカードで買い物をし、2 回以上の分割払いにした場合には、割賦販売法の利用者保護の規定が適用になりますが、翌月 1 回払いの場合には適用外となっています。キャッシュレスが加速する中で、その主役はクレジットカードによる決済、それも翌月一括払いであるにもかかわらず、この部分の利用者保護が欠けていることは、キャッシュレスを加速する政策と齟齬があるように思います。

翌月一括払い決済に関する消費者相談件数は急増しており、看過できない状況にあると日本弁護士会の意見書（2024 年 7 月 19 日）も指摘しています。

以上

---

<sup>1</sup> 国民生活センター「(特別調査) 消費者トラブルから見る立替払い型の後払い決済サービスをめぐる課題」(2020 年 1 月 23 日)

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200123\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200123_1.html)

山本正行「多様化・重層化するキャッシュレス決済～後払い決済(BNPL)」(国民生活 23 年 5 月号)

[https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202305\\_07.pdf](https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202305_07.pdf)